

ID: 239

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	名寄市飲料水供給施設条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第216号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (新設等の申込み)  第6条 給水装置の新設、改造又は撤去(以下「給水装置の新設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。  2 給水装置の新設等の工事に要する費用は、前項の規定による申込みをした者が負担する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日